

令和2年第3回

瑞浪市議会定例会議案

令和2年9月1日

目 次

承第10号	専決処分の承認について（令和2年度専第8号 令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号））	1
議第69号	瑞浪市職員特殊手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第70号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第71号	瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	7
議第72号	瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第73号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議第74号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12
議第75号	瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について	14
議第76号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	16
議第77号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	17
議第78号	瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて	18
議第79号	土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会の共同設置について	19
議第80号	市道路線の変更について	22
議第81号	市道路線の認定について	23
議第82号	市道路線の認定について	24
議第83号	財産の取得について	25
議第84号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第8号）	26
議第85号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第9号）	29
議第86号	令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	36
議第87号	令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	38
議第88号	令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	40
議第89号	令和2年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）	42
議第90号	令和2年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）	43

認第1号	令和元年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	44
認第2号	令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について……………	45
認第3号	令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について…	46
認第4号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について…………	47
認第5号	令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について…	48
認第6号	令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について…………	49
認第7号	令和元年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	50
認第8号	令和元年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	51

承第10号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第8号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,027,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年7月29日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		36,752	155	36,907
	1 分担金	9,231	155	9,386
15 国庫支出金		6,119,319	56,766	6,176,085
	1 国庫負担金	1,108,491	56,766	1,165,257
16 県支出金		1,015,986	875	1,016,861
	2 県補助金	367,202	875	368,077
19 繰入金		1,531,516	36,304	1,567,820
	1 基金繰入金	1,493,272	36,304	1,529,576
22 市債		1,278,900	44,500	1,323,400
	1 市債	1,278,900	44,500	1,323,400
歳入合計		20,889,100	138,600	21,027,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,246,755	18,000	1,264,755
	3 河川費	112,782	18,000	130,782
11 災害復旧費		15,820	120,600	136,420
	1 農林水産業施設災害復旧費	15,820	1,000	16,820
	2 教育施設災害復旧費	0	15,000	15,000
	3 土木施設災害復旧費	0	104,600	104,600
歳出合計		20,889,100	138,600	21,027,700

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	16,200	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には借 入先と協定し、その条件に従うもの とする。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借換 することができる。
現年土木施設補助 災害復旧事業	28,300			

議第 6 9 号

瑞浪市職員特殊手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員特殊手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員特殊手当支給条例の一部を改正する条例
瑞浪市職員特殊手当支給条例（平成 1 6 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例
別表中「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改め、同表に次のように加える。

防疫手当	感染症の防疫に係る業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	日額 4, 0 0 0 円
------	--------------------------------	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「瑞浪市職員特殊手当支給条例」を「瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例」に改める。

議第70号

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「を除き」を「及び支給日に関する部分を除き」に、「とする」を「とし、支給日は、市の規則で定める期日とする」に改める。

第17条第1項中「報酬」を「時間外勤務に係る報酬」に改め、同条第2項中「前項に規定する報酬」を「前項に規定する時間外勤務に係る報酬」に改め、同条第3項中「振替」を「振替等」に、「報酬として」を「時間外勤務に係る報酬として」に改める。

第18条第1項中「報酬」を「休日勤務に係る報酬」に改め、同条第2項中「前項に規定する報酬」を「前項に規定する休日勤務に係る報酬」に改める。

第19条第1項中「報酬」を「夜間勤務に係る報酬」に改め、同条第2項中「前項に規定する報酬」を「前項に規定する夜間勤務に係る報酬」に、「100分の125」を「100分の25」に改める。

第22条第1項中「、若しくは失職し」を削り、「給料の月額」を「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」

に、「とする」を「とし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第71号

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野 光二

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、市長等の施行日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議第72号

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瑞浪市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第73号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」

を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第74号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」を「適用しないこととすること」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの

(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事の内容」を「利用乳幼児の食事の内容」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第75号

瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について

瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例
(瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例の廃止)

第1条 瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第52号)は、廃止する。

(瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4館共通入館料」を「3館共通入館料」に、「700円」を「500円」に、「560円」を「400円」に改め、同表備考1中「瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第51号)」を「及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第51号)」に改め、「及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第52号)の規定による瑞浪市地球回廊」を削り、「4館に」を「3館に」に改める。

(瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「4館共通入館料」を「3館共通入館料」に、「700円」を「

500円」に、「560円」を「400円」に改め、同表備考1中「、瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）」を「及び瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）」に改め、「及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第52号）の規定による瑞浪市地球回廊」を削り、「4館に」を「3館に」に改める。

（瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
第4条 瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「4館共通入館料」を「3館共通入館料」に、「700円」を「500円」に、「560円」を「400円」に改め、同表備考1中「、瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）」を「及び瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）」に改め、「及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第52号）の規定による瑞浪市地球回廊」を削り、「4館に」を「3館に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第76号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
各 務 和 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第77号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
柴 田 洋 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第78号

瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
小栗孝信	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第79号

土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会の共同設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、次のように規約を定め、土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会を共同設置するものとする。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会共同設置規約

（設置）

第1条 土岐市及び瑞浪市（以下「両市」という。）は、地域医療を守り、効率的で、質の高い医療提供体制を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審議会を共同して設置するものとする。

（名称）

第2条 この審議会は、土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会（以下「審議会」という。）という。

（執務場所）

第3条 審議会の執務場所は、土岐市土岐津町土岐口2101番地土岐市役所内とする。

（所掌事務）

第4条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 両市の医療提供体制の安定確保に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、両市の長が必要と認めること。

（組織）

第5条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第6条 審議会の委員は、両市の長が協議により定める候補者について、土岐市長が選任する。

2 土岐市長は、審議会の委員を解任する場合又はその退任を承認する場合は、あらかじめ瑞浪市長と協議しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する事項の諮問に係る答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(負担金)

第10条 審議会に要する経費は、両市が負担し、当該負担すべき額は、両市の長の協議により定めるものとする。

2 瑞浪市は、前項の規定による負担金を土岐市に納付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の納付の時期については、両市の長が協議して定める。

(予算)

第11条 審議会に関する予算は、土岐市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第12条 土岐市長は、審議会に関する決算を土岐市議会の認定に付したときは、当該決算を瑞浪市長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 土岐市は、審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ瑞浪市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を土岐市が制定し、又は改廃したときは、瑞浪市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、土岐市において行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、両市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和2年10月5日から施行する。

議第 8 0 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	旧新 別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	重要な 経過地
1	4 6 4	旧	東濃用水道 2 号線	土岐町字北川原 4 6 4 5 番 2 地先 土岐町字上平 4 3 9 7 番 1 地先	1 2 2 5 . 4	
		新	東濃用水道 2 号線	土岐町字北川原 4 6 4 5 番 2 地先 土岐町字上平 4 3 9 7 番 1 地先	1 2 7 6 . 6	

議第 8 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 7 1	久古田線	土岐町字合歓木 3 7 8 9 番 1 地先 土岐町字久古田 3 8 2 8 番 1 地先	

議第 8 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 7 2	下小湊線	土岐町字下小湊 4 1 9 7 番 1 地先 土岐町字下小湊 4 1 9 7 番 4 地先	

議第 8 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 教育用タブレットパソコン
2, 7 2 5 台 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 1 2 2, 5 9 7, 7 5 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 多治見市前畑町 2 丁目 1 3 番地
中部事務機株式会社 多治見営業所
代表取締役 辻 慶一 |

議第 8 4 号

令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 0 8 7, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,176,085	17,506	6,193,591
	2 国庫補助金	5,004,213	17,506	5,021,719
19 繰入金		1,567,820	8,094	1,575,914
	1 基金繰入金	1,529,576	8,094	1,537,670
22 市債		1,323,400	34,400	1,357,800
	1 市債	1,323,400	34,400	1,357,800
歳入合計		21,027,700	60,000	21,087,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		2,218,638	60,000	2,278,638
	2 小学校費	346,392	60,000	406,392
歳出合計		21,027,700	60,000	21,087,700

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
釜戸小学校改修事業	34,400	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

議第 8 5 号

令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 4 7, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 1 3 5, 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,801,040	149,000	5,950,040
	2 固定資産税	3,031,100	149,000	3,180,100
10 地方特例 交付金		30,000	14,770	44,770
	1 地方特例 交付金	30,000	14,770	44,770
13 分担金及び 負担金		36,907	18,720	55,627
	1 分担金	9,386	18,720	28,106
15 国庫支出金		6,193,591	576,570	6,770,161
	1 国庫負担金	1,165,257	156,048	1,321,305
	2 国庫補助金	5,021,719	420,522	5,442,241
16 県支出金		1,016,861	101,301	1,118,162
	2 県補助金	368,077	100,044	468,121
	3 委託金	96,944	1,257	98,201
17 財産収入		101,755	2,500	104,255
	2 財産 売却収入	11,571	2,500	14,071
18 寄附金		80,110	550	80,660
	1 寄附金	80,110	550	80,660
19 繰入金		1,575,914	△259,387	1,316,527
	1 基金繰入金	1,537,670	△260,737	1,276,933
	2 財産区 繰入金	38,244	1,350	39,594
20 繰越金		100,000	403,507	503,507
	1 繰越金	100,000	403,507	503,507
21 諸収入		268,085	△6,231	261,854
	4 雑入	157,421	△6,231	151,190
22 市債		1,357,800	46,300	1,404,100
	1 市債	1,357,800	46,300	1,404,100
歳入合計		21,087,700	1,047,600	22,135,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,075,931	268,439	6,344,370
	1 総務管理費	5,711,028	259,712	5,970,740
	2 徴税費	191,688	9,977	201,665
	3 戸籍住民 基本台帳費	113,173	△1,432	111,741
	4 選挙費	27,753	2,382	30,135
	6 監査委員費	8,190	△2,200	5,990
3 民生費		4,985,659	33,043	5,018,702
	1 社会福祉費	2,692,999	△600	2,692,399
	2 児童福祉費	2,079,267	30,843	2,110,110
	3 生活保護費	212,893	2,800	215,693
4 衛生費		1,713,976	11,810	1,725,786
	1 保健衛生費	390,399	△83	390,316
	2 清掃費	1,231,208	13,298	1,244,506
	3 環境費	92,369	△1,405	90,964
5 労働費		25,782	12,963	38,745
	1 労働諸費	25,782	12,963	38,745
6 農林水産業費		379,717	9,100	388,817
	1 農業費	329,067	9,100	338,167
7 商工費		929,012	292,506	1,221,518
	1 商工費	929,012	292,506	1,221,518
8 土木費		1,264,755	97,772	1,362,527
	2 道路橋梁費	697,102	8,100	705,202
	3 河川費	130,782	112,672	243,454
	4 都市計画費	288,657	22,000	310,657
	5 住宅費	102,843	△45,000	57,843
9 消防費		887,699	9,209	896,908
	1 消防費	887,699	9,209	896,908

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		2,278,638	△44,042	2,234,596
	1 教育総務費	453,011	△9,520	443,491
	2 小学校費	406,392	△24,670	381,722
	3 中学校費	540,228	△3,406	536,822
	4 幼稚園費	212,435	△3,000	209,435
	5 社会教育費	375,989	△6,931	369,058
	6 保健体育費	290,583	3,485	294,068
11 災害復旧費		136,420	360,000	496,420
	1 農林水産業施設 災害復旧費	16,820	126,000	142,820
	2 教育施設 災害復旧費	15,000	88,000	103,000
	3 土木施設 災害復旧費	104,600	146,000	250,600
13 諸支出金		581,442	△3,200	578,242
	1 公営企業費	581,442	△3,200	578,242
歳出合計		21,087,700	1,047,600	22,135,300

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども未来応援金給付事業 (新型コロナウイルス対策)	2,000
5 労働費	1 労働諸費	Web合同企業説明会開催事業 (新型コロナウイルス対策)	13,810
8 土木費	3 河川費	災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	90,000
11 災害復旧費	3 土木施設 災害復旧費	現年土木施設補助災害復旧事業	123,500

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
市民福祉センター指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	125,020
在宅老人デイサービスセンター指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	104,800
老人憩いの家指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	78,400
障害者デイサービスセンター指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	57,975
子ども発達支援センター指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	111,960
児童館指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	296,920
大湫町旧森川訓行家住宅指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	36,750
陶公民館指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	45,500
大湫公民館指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで	24,000
過年土木施設補助災害復旧工事	令和3年度	20,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通河川緊急 浚渫推進事業	22,400	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
現年農業用施設補助 災害復旧事業	29,400			
現年教育施設補助 災害復旧事業	29,300			

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
不燃物最終 処分場整備事業	1,500	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
県営事業負担金 事業(県営ため 池等整備事業)	2,000			
市道等整備 交付金事業	79,100			
土岐橋架替関連事業	4,600			
瑞浪恵那道路 整備関連事業	900			
論枳3号線 道路改良事業	17,100			
県営急傾斜地 崩壊対策負担事業	1,400			
狭あい道路整備 等促進事業	5,500			
市営住宅 長寿命化事業	22,500			
消防ポンプ自動車等 更新事業	15,600			
消防車両・救急車両等 更新事業(単独)	26,100			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	16,200	普通 貸借 又は 証券 発行	年 3.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 には借入先と協 定し、その条件 に従うものとし る。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換することが できる。	97,200	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
防火水槽設置事業	15,000				17,000			
現年土木施設補助 災害復旧事業	28,300				76,900			
臨時財政対策債	440,000				449,900			

議第 8 6 号

令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 1 9, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		328,100	2,700	330,800
	1 一般会計 繰入金	262,100	2,700	264,800
6 繰越金		10,000	18,500	28,500
	1 繰越金	10,000	18,500	28,500
歳入合計		3,498,500	21,200	3,519,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		68,666	2,700	71,366
	1 総務管理費	68,666	2,700	71,366
6 諸支出金		4,777	18,500	23,277
	1 償還金及び 還付加算金	4,777	18,500	23,277
歳出合計		3,498,500	21,200	3,519,700

議第 87 号

令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 471, 000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		5,050	3,800	8,850
	1繰越金	5,050	3,800	8,850
歳入合計		3,467,200	3,800	3,471,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5諸支出金		5,050	3,800	8,850
	1償還金及び 還付加算金	5,050	3,800	8,850
歳出合計		3,467,200	3,800	3,471,000

議第 88 号

令和 2 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,500 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,200 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		40,988	△17,000	23,988
	1 使用料	40,988	△17,000	23,988
4 繰入金		0	11,500	11,500
	1 基金繰入金	0	11,500	11,500
入 合		41,700	△5,500	36,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		30,121	△5,500	24,621
	1 駐車場 管理費	30,121	△5,500	24,621
出 合		41,700	△5,500	36,200

議第 8 9 号

令和 2 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,161,000 千円	△100 千円	1,160,900 千円
第 2 項 営業外収益	214,010 千円	△100 千円	213,910 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,143,800 千円	200 千円	1,144,000 千円
第 1 項 営業費用	1,107,241 千円	200 千円	1,107,441 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	43,756 千円	500 千円	44,256 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「45,236 千円」を「45,336 千円」に改める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第90号

令和2年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,187,900千円	△2,700千円	1,185,200千円
第2項 営業外収益	636,645千円	△2,700千円	633,945千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,172,900千円	△2,700千円	1,170,200千円
第1項 営業費用	1,053,662千円	△2,700千円	1,050,962千円
	（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）		

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	114,877千円	△2,900千円	111,977千円
	（他会計からの補助金）		

第4条 予算第10条中「46,427千円」を「46,927千円」に改める。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

認第1号

令和元年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和元年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算

認第6号

令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第7号

令和元年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和元年度瑞浪市水道事業会計決算

認第8号

令和元年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和2年9月1日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

1 令和元年度瑞浪市下水道事業会計決算